

原管 P 発第 1305297 号
平成 25 年 5 月 29 日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康男 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項の規定
に基づく報告の徴収について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成 25 年 5 月 22 日の原子力規制委員会において、現在まで得られたデータ等をもとに、日本原子力発電株式会社（以下「日本原子力発電」という。）敦賀発電所 2 号機直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であると判断した。

このことを踏まえ、同発電所の保全の観点から、当委員会は、日本原子力発電に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、平成 25 年 7 月 31 日までに報告することを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1. 敦賀発電所2号機の使用済燃料貯蔵設備について、冷却水が喪失した場合の、同設備内に貯蔵される燃料体の健全性及び周辺への放射線影響の評価
2. 1. の評価において放射線影響が想定される場合の、これを防止するための対応策

以上